

○総務省令第二十六号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

総務大臣 武田 良太

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(業務方法書の記載事項)

(業務方法書の記載事項)

第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

〔一〇九 同上〕

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

十 機構法第十四条第一項第十号に掲げる高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する事項

〔十一〇二十二 略〕

〔十一〇二十二 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p>
改正前	<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 機構は、機構法第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。